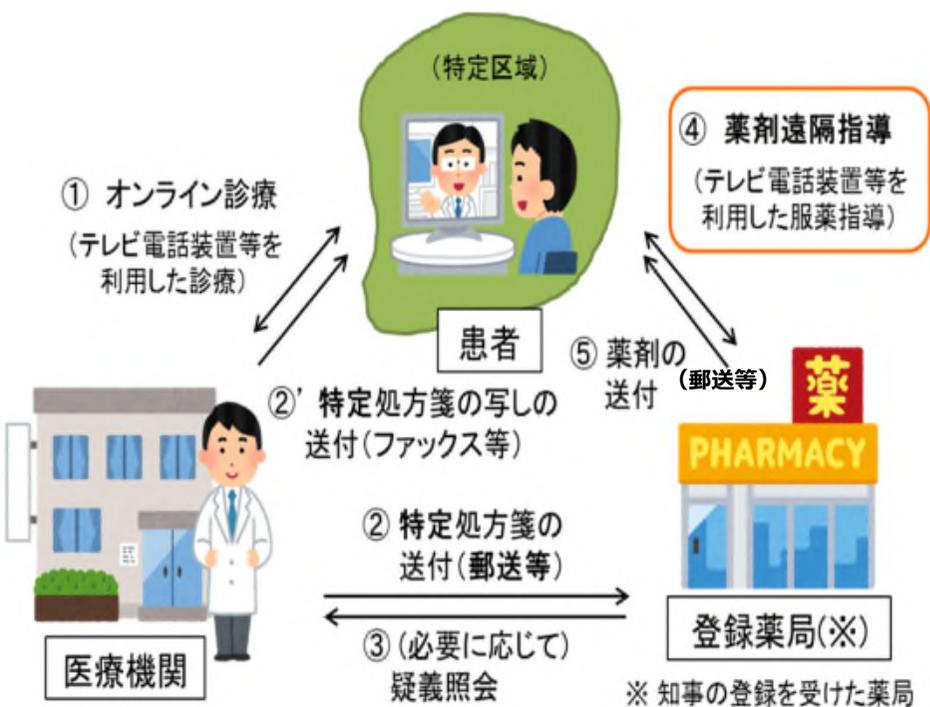


# 国家戦略特区における離島・へき地以外での遠隔服薬指導への対応について

- 国家戦略特区法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）に基づき、薬剤師による対面での服薬指導義務の特例として、**国家戦略特区内で実証的に、①遠隔診療が行われ、②対面での服薬指導が困難な場合**（薬剤師・薬局の数が少なく、患者宅と薬局との距離が離れている場合等）に限り、**③テレビ電話等**による服薬指導（遠隔服薬指導）を可能とされた（施行：平成28年9月1日）。
- 平成30年6月14日の国家戦略特別区域諮問会議において、**愛知県、兵庫県養父市及び福岡市**における、実証事業の実施計画が認定された。

## 【事業のイメージ】



## 【実施自治体】



○ 登録薬局数：29件、 ○ 患者数：16名（令和元年8月31日時点）

- これまで、登録薬局 29 件、患者数 16 名（令和元年 8 月 31 日時点）。
- すべてのケースについて、テレビ電話等による服薬指導に先立って対面による服薬指導が行われ、かつ、継続的に同種の薬剤を服薬しているケースで行われており、結果として、患者の症状は安定しており、特段の問題が生じているとの報告は受けていない。
- ※ 令和元年12月18日時点において、都市部特区の実績はない。

年齢層	40代～90代
主な疾患	高血圧、糖尿病
利用機器	薬局側: パソコン 患者側: タブレット、スマートフォン
薬剤の受け渡し方法	郵送、薬局職員の訪問、家族による薬局での受け取り
主なメリット	薬局側: 薬剤師の業務効率化 患者側: 時間や体力的負担が少ない
主な課題	薬局側: 通信の安定性、医療機関との更なる連携 患者側: 更なる利便性の向上

○ 平成30年7月18日の中医協での審議の結果、国家戦略特区において実施される遠隔服薬指導については、以下の①～④の要件をすべて満たしていれば、薬剤服用歴管理指導料を算定することは暫定的に可能としている。

## <具体的な要件>

- ① 薬剤服用歴管理指導料に係る算定要件（※）を満たすこと
- ② 患者の手元に薬剤が届いた後にも、改めて必要な確認を行うこと
- ③ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）を参考に情報セキュリティ対策を講じていること
- ④ お薬手帳を活用していること

### ※ 薬剤服用歴管理指導料の算定要件

- イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの（薬剤情報提供文書）により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと。
- ロ 処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと。
- ハ 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。
- ニ 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと。
- ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報（後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。）を患者に提供すること。

※ 「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」は、必要に応じて患家を訪問して服用薬の整理をすることなど、一元的・継続的な薬学的管理を評価したものであり、薬剤師に患者の居住地を訪問させることが容易ではない場合に行われる特区での遠隔服薬指導では、事実上算定要件を満たさないと考えられる。

## ➤ 成長戦略フォローアップ2019（令和元年6月21日閣議決定）

遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病など、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。

## ➤ 関係省令の改正（令和元年9月30日）

千葉市からの要望を踏まえ、国家戦略特別区域における都市部での遠隔服薬指導の実施が閣議決定（成長戦略フォローアップ2019）されており、令和元年9月に国家戦略特別区域諮問会議を開催の上、厚生労働省令（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則）を改正した。

## ➤ 千葉市の認定

今後、国家戦略特別区域諮問会議において、千葉市における遠隔服薬指導の実施に関する区域計画の認定が検討される見込み。

# 国家戦略特区における遠隔服薬指導の概要（離島・へき地等における利活用）

規定項目	離島・へき地	離島・へき地以外
遠隔診療受診の有無	○（規定あり）	
薬剤師に居宅を訪問させることが容易でないことを示す要件	周辺に薬局が少なく、薬局が居宅から遠い（＝離島・過疎地等）	患者の希望する頻度や時間帯にかかりつけ薬剤師・薬局が在宅訪問を行えない
薬剤師・薬局の限定	上記の地理的要件を踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局の限定なし	かかりつけ薬剤師・薬局を前提として、以下を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回の対面義務</li> <li>・服薬指導計画（注）の策定義務（患者の同意が必要）</li> </ul> <small>注）対象薬剤、薬剤授受の方法、対面とテレビ電話の組合せ方法、テレビ電話で行えない場合等を記載</small>
利用者の希望	○（規定あり）	
テレビ電話による服薬指導が困難な場合の中止義務	○（規定あり）	
緊急時の連絡体制確保	○（規定あり）	
服薬指導を行う薬剤師の知識と能力	○（規定あり）	